

事務連絡
平成29年12月20日

日本解剖学会
死体解剖資格関係事務御担当者様

厚生労働省医政局医事課試験免許室

「死体解剖資格認定要領の一部改正について」の様式差替について

標記につきましては、平成29年11月16日付け医政発1116第4号「死体解剖資格認定要領の一部改正について」により通知させていただいておりますが、当該通知の別添「解剖調書」の項目の一部に別紙の通り誤りがあったことから、改めて送付させていただきます。誠に申し訳ございませんが差し替えをお願いいたします。

※認定要領、各種申請書様式につきましては、「電子政府の総合窓口 e-Gov 死体解剖資格の認定手続き」にも掲載しております。

URL:http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/Procedure?CLASSNAME=GTA_MSTDDETAIL&id=4950000002860&fromGTAMSTLIST=true&SYORIMODE=

(別紙)

別添

解剖調書 (系統・病理・法医)

死体番号	性別	年齢	指導者の職名及び氏名	解剖場所	臨床診断	剖検診断	備考

訂正前

(注意)

- 1 系統・病理・法医の別については該当するものを○で囲むこと。
- 2 「死体番号」とは剖検記録等に記載されている番号であること。
- 3 本調書に記載される全ての解剖例について、申請者自らが頭蓋蓋空、胸腔及び腹腔を開検し、解剖報告書等を作成していることを要する。
- 4 必要に応じて、解剖報告書等の提出を求めることがあるため、申請者において解剖報告書の写しを保管しておくこと。
- 5 頭蓋蓋空を開検せず、胸腔及び腹腔を開検した解剖例を記載する際は、備考にその旨を記載すること。
- 6 医師及び歯科医師については直近の5年以内の20体に係るものを記入すること。
- 7 医師又は歯科医師以外の者については年次ごとに別葉とし、直近の5年以内の50体に係るものを記入すること。

別添

解剖調書 (系統・病理・法医)

死体番号	性別	年齢	指導者の職名及び氏名	解剖年月日時	解剖場所	臨床診断	剖検診断	備考

訂正後

(注意)

- 1 系統・病理・法医の別については該当するものを○で囲むこと。
- 2 「死体番号」とは剖検記録等に記載されている番号であること。
- 3 本調書に記載される全ての解剖例について、申請者自らが頭蓋蓋空、胸腔及び腹腔を開検し、解剖報告書等を作成していることを要する。
- 4 必要に応じて、解剖報告書等の提出を求めることがあるため、申請者において解剖報告書の写しを保管しておくこと。
- 5 頭蓋蓋空を開検せず、胸腔及び腹腔を開検した解剖例を記載する際は、備考にその旨を記載すること。
- 6 医師及び歯科医師については直近の5年以内の20体に係るものを記入すること。
- 7 医師又は歯科医師以外の者については年次ごとに別葉とし、直近の5年以内の50体に係るものを記入すること。